平成２８年（再イ）第５３号

神奈川県秦野市今泉370番地　アヤベハイツ205号

再生債務者　片山　宏徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再イ）第１１号

富山県高岡市井口本江354番地　グランシャリオ203号

再生債務者　土橋　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（再イ）第１４号

長野県安曇野市豊科高家1029番地26

再生債務者　有賀　愼一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再イ）第６号

長野県飯田市駄科816番地17

再生債務者　田中　美和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（再イ）第５８号

愛知県西尾市一色町大塚河田37番地

再生債務者　都築　正広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第１９号

三重県亀山市みずきが丘30番地３

再生債務者　巽　　広知

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　　津地方裁判所再生係

平成２８年（再イ）第１号

徳島県阿南市那賀川町中島1217番地３　メゾンドアイム203号室

再生債務者　吉居　　学

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（再イ）第７号

香川県観音寺市柞田町甲140番地３

再生債務者　大西　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日

高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（再イ）第６号

熊本県荒尾市荒尾64番地６　メゾンド・アンジュＣ101号

再生債務者　西村　晃一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月27日　熊本地方裁判所玉名支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第45号

平成28年12月20日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成29年１月16日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Q1617号
2．名称　オムロンヘルスケア株式会社
3．住所　京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

1．承認番号　第Q1618号
2．名称　フクダ電子株式会社
3．住所　東京都文京区本郷３丁目39番４号
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第12号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所

氏名　染谷　清市

住所　柏市大室1035番地の２

2　通知の内容

文書番号　柏北部東発指定150使開―14

平成28年12月５日

仮換地

街区番号　139街区　画地番号　４画地

地積　281.56㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

平成29年１月16日

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第13号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日

柏都市計画事業

柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所

氏名　渡邊　　忠　外１名

住所　柏市大室718番地